

政令第14条（便所）チェックリスト

・政令第14条に基づき設置する「不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等（以下「不特定多数の者等」という。）が利用する便所」及び「車椅子使用者用便房」の箇所数を確認するための書類です。すべての階について記載してください。その際、階数の行が不足する場合は適宜行を増やしてご使用ください。

階	階全体の床面積 (㎡)	不特定多数の者等が 利用する部分の床面 積 (㎡)	階の種類	不特定多数の者等が 利用する便所の箇所 数 (男女)	車椅子使用者用便房 の箇所数 (男女)	備考	
5 階			☐ 大規模階 ☐ 小規模階 ☐ その他の階			不特定多数の者等が利用する便所	☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 () ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 () ☐ その他管理運営上やむを得ない階 ()
						車椅子使用者用便房	☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階 (設置階: 階、別の階に設けた数:) ☐ 男子用 (女子用) の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便房のみ設ける階
4 階			☐ 大規模階 ☐ 小規模階 ☐ その他の階			不特定多数の者等が利用する便所	☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 () ☐ その他管理運営上やむを得ない階 ()
						車椅子使用者用便房	☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階 (設置階: 階、別の階に設けた数:) ☐ 男子用 (女子用) の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便房のみ設ける階
3 階			☐ 大規模階 ☐ 小規模階 ☐ その他の階			不特定多数の者等が利用する便所	☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 () ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 () ☐ その他管理運営上やむを得ない階 ()
						車椅子使用者用便房	☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階 (設置階: 階、別の階に設けた数:) ☐ 男子用 (女子用) の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便房のみ設ける階
2 階			☐ 大規模階 ☐ 小規模階 ☐ その他の階			不特定多数の者等が利用する便所	☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 () ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 () ☐ その他管理運営上やむを得ない階 ()
						車椅子使用者用便房	☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階 (設置階: 階、別の階に設けた数:) ☐ 男子用 (女子用) の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便房のみ設ける階
1階			☐ 大規模階 ☐ 小規模階 ☐ その他の階			不特定多数の者等が利用する便所	☐ 便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある地上階 ☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 () ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 () ☐ その他管理運営上やむを得ない階 ()
						車椅子使用者用便房	☐ 車椅子使用者用便房を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある地上階 ☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階 (設置階: 階、別の階に設けた数:) ☐ 男子用 (女子用) の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便房のみ設ける階